

扶桑町地域生活支援拠点 緊急時支援等の利用に係るフローチャート

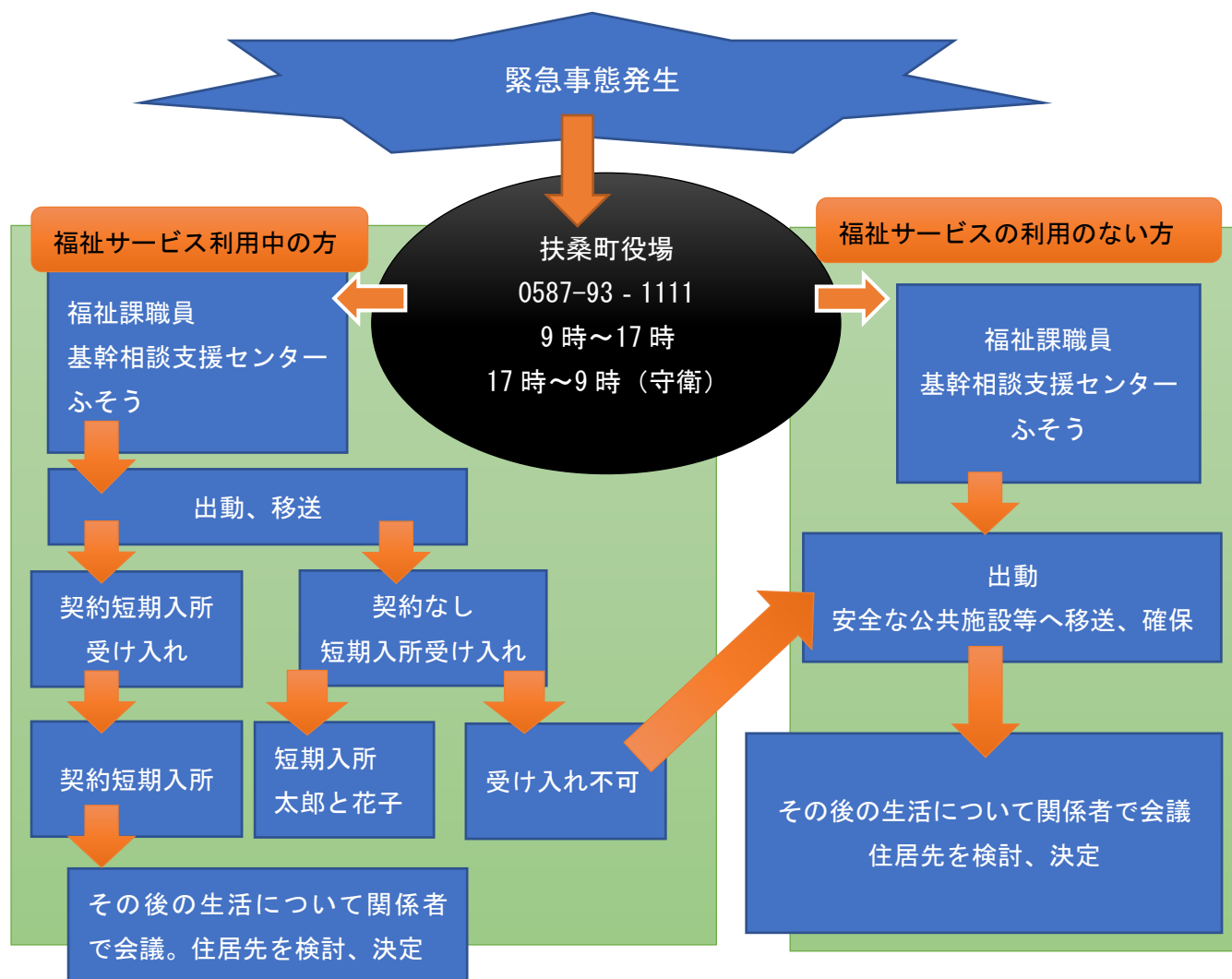
【緊急時の定義】

- 1 障がい者等の家族、養護者が亡くなる又は、急な入院、事故や、やむを得ない事情で居住地から不在になり、障がい者等のケアや日常生活が危ぶまれ、在宅で生活ができなくなる場合。（近くの親戚、知人等にも頼れない。事前に決めておいた対応ができないなど）
- 2 災害（台風、大雨、地震等）により、障がい者等は居住している住居が災害に遭い、障がい者等のケアができなくなる場合。
- 3 その他、町長が緊急時と認める場合。

【登録・把握】（今後の課題）

事前に、登録をして緊急時の支援の方法を決めておくことができます。

【フローチャート】(例)



※役場の夜間対応 宿直 → 福祉課 となります。

※基本的には福祉課が動きます。（2人体制）

※契約の受入先がある場合は優先しますので確認のうえ、役場にご連絡ください。

※介護施設も含め、連携先を増やし、協議会等で報告していきます。